



市の人口

(12月1日現在)

		前月比
世帯数	11,818世帯	28世帯増
人口男	21,732人	33人増
女	22,641人	26人増
計	44,373人	59人増

発行：石岡市役所 編集：企画室広報係

発行者：市長鬼沢賢造 印刷：石岡印刷所



幸せを明日につなぐ  
火の始末

秋の火災予防運動終る

写真係、秋の火災予防運動主要  
行事の一つとして実施された、市  
肉の中学生（一校六名）による一  
日消防士の訓練風景。

▲子さんの感想

秋は、今まで消防署の仕事をい  
えば火事になったら火を消し、交  
通事故が起きたら負傷者を救急車  
で病院に運ぶだけだと思っていたま  
したが、本当の仕事は火を消した  
り、負傷者を運ぶ前に、もっと大  
切な仕事があることを知りました。  
それは、常に査察や指導をして  
火災予防に励んでいることです。

私達も曙岡の方と一緒にカン  
リンスタンドや工場それに各家庭  
を査察（見学）し、石油ストーブ  
やガス風呂などの安全点検や危険  
物の管理について指導（勉強）し  
ました。

一日消防士として、勉強し体験  
したことを学校の友達や家の人に  
話して、絶対に火事を起さないよ  
うにしたいと思います。

これから寒さに向い、暖房器具  
をはじめ火を使うことが多くなり  
ます。そのうえ空気が乾燥するの  
で、火災の起りやすい季節です。  
火災で早い生命や大切な財産を  
失うことの無いよう、ふだんから  
火の取扱いに注意し、絶対に火を  
出さないよう予防対策を講じてお  
きましょう。

— 249 —

12 / 1975

石岡市民憲章

- 1. しごとに誇りをもち、栄えるまちをつくります。
- 1. きまりを守り、住みよいまちをつくります。
- 1. からだをきたえ、明るいまちをつくります。
- 1. 教養をたかめ、文化のまちをつくります。
- 1. たがいに助けあい、楽しいまちをつくります。



# 6号国道

## 常磐線陸橋補修工事 来年1月上旬着工

“工事期間は”

1月10日 ~ 3月31日

### 《工事期間中》の

### 交通規制は

### 片側交換通行となります

この補修工事は、建設省常陸工  
事事務所が市内六号国道常磐線陸  
橋の路床を交換する工事です。

現在、鉄筋コンクリートがいた  
んで亀裂が入っていて、非常に危  
険な状態になっているため、これ  
を鉄板アスファルトに取り替える  
作業を橋の片側づつおこなうもの  
です。

したがって車輛は、片側を信号  
(上り・下り)によって交換通行  
することになります。

なお、今度の工事では、歩道橋  
も同時に新設されることが決定し  
ています。

### 市民のみなさんへ

お願い!!

※ 工事期間中、国道は車の渋滞  
がそうとう続くと思われま  
すので、この区域への車輛の乗り入  
れは、なるべく避けるようご協  
力ください。

### 六号国道全域に

### チラシなどを配布

(建設省)

又、六号国道を利用する遠距  
離の車輛については、建設省が  
六号国道全域にわたって、工事  
内容を説明した揭示板やチラシ  
を工事に入る約一カ月前に掲示  
し、これらの車輛は、四号国道  
を利用するよう要請することに  
なっています。

## 市街化調整区域

に住宅用の土地を

お持ちの方へ

## 権利の届出済みの人は

一期限内に建築を—

### 特例期限は

「昭和五十一年  
一月十九日まで」

期限内に建築行為をしませんと建  
物を建てるのができなくなりま  
す。

都市計画法第三十四条第九号の  
届出をしている人は、期限までに  
建築行為を済ませよう願いま  
す。

### 申請手続方法

#### ① 建築許可申請

添付書類として——申請書、  
位置図、建築図面(付近見取図、  
配置図、平面図)、給排水図、  
農地転用届(写)、土地登記簿  
とう本、自己の住宅等を建てる  
理由書、土地貸借証明書(借地  
の場合)、都市計画法第三十四  
条第九号届出の(写)

#### ② 建築確認申請

添付書類として——申請書、  
建築図面、給排水図、確約書、  
①の許可済書(写)

### ※都市計画法

### 第三十四条第九号

### の届出とは

都市計画法により、市街化調整  
区域が決定された際に、自己の居  
住又は業務の用に供する建築物を  
建てる目的で土地又は、土地の利  
用に関する所有権もしくは借地権  
などの権利を有していた人が、昭  
和四十六年一月二十日から同年七  
月十九日までに、県知事に届出を  
したものをいう。

都市計画法による市街化区域と  
市街化調整区域の線引きは、昭和  
四十六年一月二十日に行われまし  
た。その結果、市街化調整区域内  
での建築行為は、公共の建物や農  
家の建物など以外は規制されまし  
たが、一定の権利(所有権、借地  
権)を有していた人で、都市計画  
法第三十四条第九号の規定により  
届出を済ませている人のみ、経過  
措置として五年間の建築行為が認  
められています。  
この経過措置の期限が、昭和五  
十一年一月十九日に切れますが、

# 市民のみなさんの協力で 住みよい豊かなまちづくりを 目指す……鬼沢市政 2期目をむかえる!!

市民のみなさんのあたたいご理解とご協力によりまして、市民生活優先の政策を中心とする社会福祉施設の充実など、市の均衡ある発展の中で、個性をもち、魅力ある豊かな地域社会の実現を図るため、生活関連事業を強力に推進してまいりましたが、今後は、現在のような低成長経済と財政難の中で、限られた財源をより重点的かつ、効率的に住民福祉に生かしていくかなければなりません。これ

に加え、町名表示の実施、駅東地区区画整理の推進、公共下水道と排水整備の促進や教育文化の振興と施設の拡充など、総合的視野に立って新しい都市づくりを推進する必要があります。二期目をむかえ、これらのことを十分認識し、

- ① 住みよい環境のまち
- ② 豊かな暮らしのまち
- ③ あたたい心のまち

を三本の柱として、市民のみなさんとともに、住みよい豊かなまちづくりを進めていく覚悟でありますので、みなさんのご理解あるご支援をお願いいたします。

去る、十一月二十三日任期満了にともなう市長選挙が市内二十ヶ所の投票所で行なわれました。当日の投票状況及び開票結果は次のとおりです。

○有権者総数

二九、五八四八

(男 一四、一八八人)  
(女 一五、三九六人)

○投票率

四〇・一二%

(男 四一・六四%)  
(女 三八・七一%)

◎立候補者別得票数

鬼沢 賢造氏 八、九八〇票  
長谷川米一氏 二、七二四票

去る、十月一日現在で実施されました、国勢調査も市民のみなさんのご協力と調査員の方々のご苦労により完了し、調査結果がましまり、この程、県より人口、世帯数(概数)が発表になりましたので、ここに調査概要を掲載いたします。

“ご協力ありがとうございました”

## — 国勢調査が完了 —

### 昭和50年国勢調査概要

項目 実施年	世帯数 (世帯)	人 員			一 世 帯 員 当 り 人 (人)	人口密度 (1km <sup>2</sup> 当り) (人)
		男 (人)	女 (人)	計 (人)		
昭和50年	11,479	21,193	22,485	43,678	3.8	689.6
昭和45年	9,866	18,888	20,620	39,508	4.0	624.0
昭和40年	8,553	17,610	19,179	36,789	4.3	581.1
昭和35年	7,316	16,523	18,235	34,758	4.8	549.0

	増 加 数	増 加 率
昭和45～50年の人口増加	4, 1 7 1 人	1 0 . 6 %
昭和40～45年の人口増加	2, 7 1 9 人	7 . 4 %
昭和35～40年の人口増加	2, 0 3 1 人	5 . 8 %

○昭和50年結果は概要、他の年は確定数 概数  
○市面積は50年は63.34km<sup>2</sup>、他の年は63.31km<sup>2</sup> (人口密度計算に使用)

## 製造業を営んでいる方々へ 工業統計調査が

### 十二月三十一日現在で実施されます

この調査は、製造業に関する国勢調査ともいわれる統計調査で毎年十二月三十一日現在で、全国一斉に実施され、我が国における製

造活動に関する統計資料を得るために調査するものです。調査の対象となる事業所は、新製品(半製品)の製造加工をし、

主として卸売をしている事業所です。

日本標準産業分類に掲げる大分類F(製造業)に属する事業所が調査の対象となります。

この調査には、通産大臣から任命された十五名の調査員の方々がみなさんの事業所(工場等)へ、お伺いして調査しますので、その時には、ご協力をよろしくお願いたします。

# 第11回 交通安全県民大会で 浅野・根本両氏が ほう賞を受ける



根本庄二さん(六三才)

市内小井戸二八三

根本さんは、昭和三十八年から毎日市内の交通危険箇所において午前六時から午前九時まで街頭指導を行っており、児童・母親は勿論市民の方々からも「根本のおじちゃん」と親しまれており、



浅野茂樹さん(五六才)

市内若松町一八〇二

浅野さんは、昭和四十六年から自宅付近の県道交差点で登校する子どもたちを交通事故から守るた

め、雨の日も風の日も変わることなく交通整理を続け、その交通事故防止に対する情熱は絶大なものであり、私たち市民の交通安全に大きな貢献をしています。



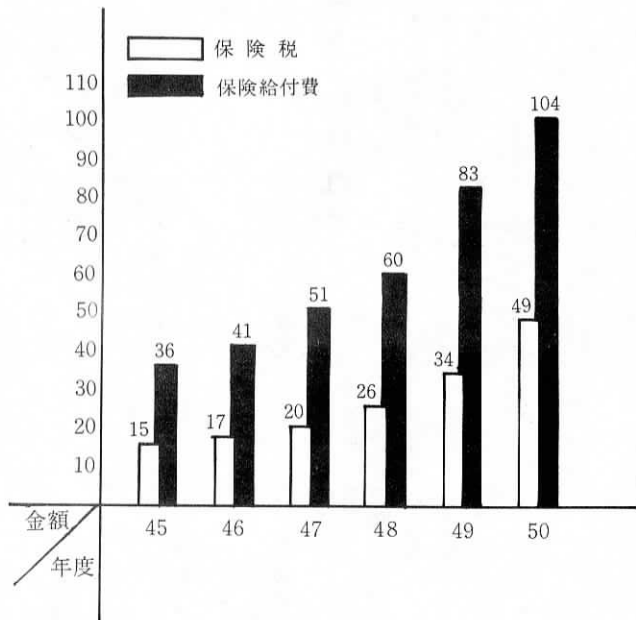
雨の日も風の日も欠かさずことなく子どもたちの交通事故防止を願って自主的に活動しており、その交通安全に対する情熱は、地域住民の方々から大きな信頼を寄せられています。

## 国民健康保険

# ふえる医療費

# — 苦しい国保の台所 —

表1 1世帯当りの  
保険給付と保険税の推移



私たちが国保で、お医者さんにかかる時、医療費の三割を患者が負担し、残りの七割(国が四・五割、保険税が二・五割)を国保が負担します。このように国保は、私たちが病気になる時、経済的負担を軽くしてくれる有利な制度です。ところで、医療費と保険税の関係を考えてみますと、医療費が伸びると、当然それに伴って国保会計からお医者さんに支払う七割の療養給付費もふえていくことになり、医療費の増加に見合った国保税の伸びがないと財政運営が行きづまり、保険税の値上げをしないと支払いがでなくなってしまう。つまり、医療費がふえると、保険税の値上げという事態になるわ

けです。参考までに本市の国保の保険給付費と保険税の推移(表1)をみてみますと、昭和四十九年度の一世帯当りの保険給付費は八万三千元で保険税は三万四千元でした。ところが、昭和五十年の同保険給付費は十萬四千元、同保険税は四萬九千元が見込まれ、これは保険給付費で約二・三・八%(二万一千円)、保険税で約四七・二%(一万五千円)ふえることになりました。増加の原因としては、昨年の二度(二月に一七・五%、十月に一六%)にわたる改正で医療費が大幅に伸びたことや、医療費の無料化・高額療養費の支給など保険給付費の改善が医療費の上昇に拍車をかけています。



# 子どもたちが楽しく遊べるようにと 白幡さんが児童館へ

## ……シーソー遊具を寄贈!!



児童館学童部習字教室(毎週一回土曜日)の指導をしている白幡勝雄氏(市内若松町)は、子どもたちが楽しく、元気に遊べるようにと児童館にシーソー遊具を寄贈してくれました。

写真は、白幡さんから贈られたシーソー遊具で、元気に遊ぶ子どもたち。

**児童館で  
保育児を募集**

児童館保育部では、昭和五十一年度入館希望の方について、次の要項により募集いたします。

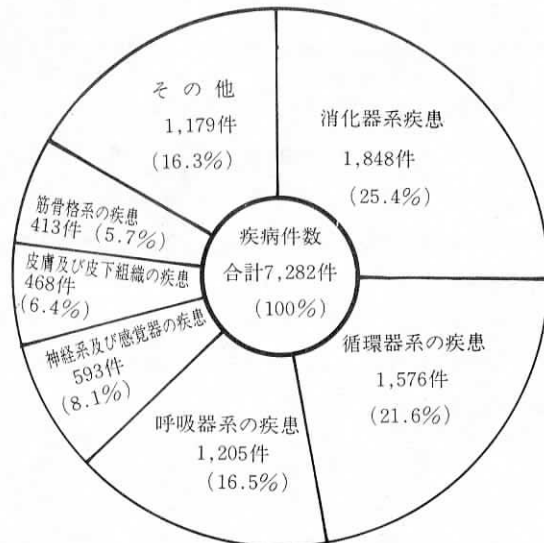
- (1) 年 令 満四才以上で就学前の幼児
  - (2) 受付期間 昭和五十一年一月十五日から二月末日まで
  - (3) 保育時間 午前八時半から 午前十一時半まで
  - (4) 募集地域 市内に居住している家庭の幼児で、保護者による送迎が可能であれば入館できます。
- ◎ 希望者は、直接児童館へお申し込みください。
- 電話(二)三八五八番

# あなたの心がけ一つで 医療費は節約できる!

当市の国民健康保険会計から医療機関に支払われた昭和四十九年度の保険給付費は四億七千八百七十万円です。昭和四十三年が一億四千九百四十四万円ですから、六年間で三倍にもなったこととなります。

このように、医療費が増加し、国や県からの補助金と保険税を合せても支払いが困難なときは、保険税を引上げなければなりません。保険税の値上げをおさえるためには、みなさんひとり、ひとりが自分自身の健康に注意し、適正な受診を心がけて医療費の節約をはかることが大切であると思います。

表2 当市における国民健康保険加入者の疾病割合 (昭和50年5月分)



## ◎国保加入者が

# 一カ月に医療機関を 利用する件数は……約七千三百件

国民健康保険に加入している方が一ヶ月にかかった件数を昭和五十一年五月分(表2)で見ますと消化器系・循環器系・呼吸器系の病気が全体の六三%以上を占めています。

この内、一番多い消化器系では一、八四八件中、歯科が一、一八〇件を占め、二番目に多い循環器系では、高血圧等による診療が一、五七六件中一、四二七件も占めています。又、三番目に多い呼吸器

系の病気の内で七〇%近くがカゼなどで占められています。これら全体の半分近くを占める病気は、家庭での予防や食生活などに気をつければかなりへる病気であると思います。

特に成人病(高血圧・糖尿病・心臓病等)などの予防については、市でも保健婦をふやし、いつでも市民のみなさんの健康保持のお手伝いができるようにしておりますので食事や日常の健康管理についてもご相談ください。

あなたは何歳になりますか  
 加入手続は済んでいますか  
 保険料の未納はありませんか

# 国民年金の特例納付期限は

今年十二月末日まで

国民年金の保険料を納め忘れていないでしょうか。  
 保険料は、納期限までに必ず納めなければなりません。国民年金の場合、厚生年金などは違い自分で保険料を納めなければなりませんので、納めたつもりでいても納め忘れがあったりするものです。

将来、老齢年金を受けるためには、一定年数以上の保険料を納めなければなりません。保険料を納める期限を過ぎてしまうと、年金を受けるために必要な資格の期間が足らなくなり、年金を受ける資格もなくなってしまうのです。このような人のために、期限が過ぎてしまった保険料をもう一度納めて、失った資格をとりもどす制度を設けました。

……これを特例納付といいます。特例納付の対象となるのは、国民年金に当然加入していた人、または当然加入しなければならぬ人です。これらの方々は、一カ月につき九百円の割合で、今年の十二月三十一日までに納めることになって

います。あなたはもとより、近所で国民

年金に加入しなければならない人で、まだ加入していない人はいいかどうか、もう一度確かめて下さい。特に、明治四十四年四月二日から昭和十三年四月一日に生まれた人は、今すぐ加入して保険料を納めないと、永久に年金制度からとり残され、後悔しても間に合いません。

なお、くわしいことは……市役所市民課国民年金係へご相談ください。

電話(三)一一一一番  
 内線二二八番・二一九番

です。ご注意ください。

なお、郵便局・銀行等への納付は十二月三十一日まで取扱っております。

## 民生委員の一部の方が変りました。

民生委員の方々の内、次の四名の方が新しい民生委員になりましたので、お知らせします。

担当区 国分町十五部 十七部と星の宮  
 鈴木栄寿氏(市内仲町)  
 電話(二)二七四三番

宮本恵一郎氏(市内泉町)  
 電話(二)二三一八番

担当区 仲町  
 飯田正雄氏(市内関川)  
 電話(二)九五〇二番

担当区 泉町七部 八部  
 岡村三郎氏(市内国分町)  
 電話(二)五五八九番

担当区 仲丸・台石川

## 休日緊急診療

### 当番医日割り表

十二月

月日(曜)	科 目	医 療 機 関	所 在 地	電 話
12月21日(日)	内産外 婦人科科科	青木並木 川山山木 川山山木	金丸橋町 小川道町 小川道町	(3)2(2)2(2) 三三三二 二八八七 一八一四
12月28日(日)	内産外 婦人科科科	佐久間久 松久久 松久久	香丸木町 高丸木町 高丸木町	(2)2(3)2(2) 三二二四 三二二四 三二二四
12月29日(月)	内産外 婦人科科科	飯山王台 山王台 山王台	金丸川道 小丸川道 小丸川道	(2)2(2)2(2) 三二二四 三二二四 三二二四
12月30日(火)	内産外 婦人科科科	親田見中 吉岡見中 吉岡見中	鹿丸路町 金丸路町 金丸路町	(2)2(2)2(3) 二二二二 二二二二 二二二二
12月31日(水)	内産外 婦人科科科	松葉中 府葉中 府葉中	青木分町 青木分町 青木分町	(2)2(3)2(2) 二二二二 二二二二 二二二二
1月1日(木)	内産外 婦人科科科	滝並木 川並木 川並木	青木分町 土真橋町 土真橋町	(2)2(3)2(2) 二二二二 二二二二 二二二二
1月2日(金)	内産外 婦人科科科	根崎並木 川崎並木 川崎並木	富田道町 富田道町 富田道町	(2)2(2)2(3) 二二二二 二二二二 二二二二
1月3日(土)	内産外 婦人科科科	佐久間久 親久久 親久久	香丸木町 金丸木町 金丸木町	(2)2(2)2(2) 二二二四 二二二四 二二二四
1月4日(日)	内産外 婦人科科科	山王台 飯王台 飯王台	小丸川道 金丸川道 金丸川道	(2)2(2)2(2) 二二二四 二二二四 二二二四
1月11日(日)	内産外 婦人科科科	山王台 飯王台 飯王台	小丸川道 高丸川道 高丸川道	(2)2(2)2(2) 二二二四 二二二四 二二二四

※診療時間：午前9時～午後4時

# 昭和51年度 新入学児童の健康診断を下記により行います

◎該当年令 自昭和44年4月2日生  
至昭和45年4月1日生

## 就学児童健康診断日割及び人員一覧表

日 時	健康診断実施場所	該当人員	該 当 区 域
1月13日(火) 午後1時	三村小学校	32名	三村全域
1月13日(火) 午後2時30分	関川小学校	16名	関川全域
1月20日(火) 午後1時	高浜小学校	48名	高浜・中津川・田崎・東田中
1月21日(水) 午後1時	東小学校	119名	東町7(白久台)-11・水久保・茶屋場 東之辻・大和町・外野・東町・杉並 行里川・荒金・出し山・山王台
1月22日(木) 午後1時	北小学校	29名	碓石沢・半の木・根当・姥橋・栄松
1月23日(金) 午後1時	東小学校	121名	兵崎・新池台・自由ヶ丘・小川道・大谷津 小川道市宮・東大橋・東台・小井戸 東田中台・緑ヶ丘
1月27日(火) 午後1時	府中小学校	104名	国分・杉の井・木間塚・星の宮 常陽住宅・若松9-12・正上内
1月28日(水) 午後1時	府中小学校	102名	若松13-17・鹿之子・谷向・大砂 柏原・ざる内・荒金・村上
1月29日(木) 午後1時	石岡小学校	103名	香丸・仲之内・大小路・泉町1-6 青木・仲町・金丸・木之地・土橋 元真地・宮下・守横
1月30日(金) 午後1時	石岡小学校	99名	守木・貝地・幸町・宮部・富田 茨木・田島・染谷・若松1-8

# あなたのアイデアを お寄せください。

## 田園都市のシンボルマークと音頭を募集

本県独自の構想として提唱された田園都市の思想を啓発普及するため、田園都市を象徴するシンボルマークと田園都市をテーマとし集落住民が楽しく唱和できる田園都市音頭を募集することになりましたので、市民のみなさんぜひご応募ください。

シンボルマーク  
用紙は画用紙B四版または官製

ハガキで六色以内の色彩を使用。音頭 作詩は三節以上とします。応募資格 田園都市指定市町村に居住する方(石岡市は指定を受けている) 記入 応募者は必ず、作品の裏または原稿用紙に住所、氏名、職業(学生の場合は学校名、学年を併記)

年令、性別を明記してください。締切日 昭和五十一年二月十日まで有効 送付先 石岡市大字石岡三一六五の二 石岡市役所農政課農政係 あなたのアイデア募集係 なお、詳しいことについては、関係にお問い合わせください。 電話(三)一一一一番 内線二四三・二四四番 入賞 各二万円 佳作 各五千元 主 茨城県田園都市協会

## おくやみ

### 十月届出

宮下 平井 清太郎 八二  
元真地 小野瀬 七二  
" " 飯村 三三  
" " 沼田 六六  
幸木 小林 六五  
守橋 本喜 六四  
土松 喜代 七三  
若分 静一郎 七七  
国泉 ゆき 七八  
大泉 みよ 七〇  
出山路 鈴木 七六  
小松崎 末松 八四  
片山 末松 三五  
根上当 五九

碓石沢 岡野 八五  
北根本 大盛 七三  
三村 室盛 六八  
" " 小吹 六四  
" " 大橋 六二  
石川 原田 五二  
井関 小松崎 三〇  
" " しも 二一

十一月号「税の豆知識」欄の中で、一部誤りがありましたので訂正いたします。

日数 (誤)  
月数 (正)



十二月の納税期限は、十二月二十五日までです。よろしく願います。なお、一月は、五日からとなります。

12月 国定資産税  
都市計画税  
1月 市県民健康保険税  
国民年金

# 市民カレンダー

(12月15日)  
1月14日

## 12 月

日曜日	行事・相談など	予防接種・検診など
15月	妊婦教室(市役所)午後1時～3時	<p>↑ 経口生ポリオ投与 ↓</p> <p>東地区公民館 市民会館 市民会館 三村公民館 関川 高浜公民館</p> <p>午後一時半～二時半</p> <p>該当者</p> <p>(初めての方) 昭和50年2月1日～7月31日までに生れた者 (2回目の方) 昭和49年8月1日～1月31日までに生れた者</p>
16火		
17水	義肢、車いす装具等の交付午前9時～12時(土浦市社会福祉センター) 老人会健康相談(憩いの家)午前10時～午後3時	
18木		
19金	困りごと相談<交通事故相談>(市民会館)午前10時～午後3時	
20土	飲酒運転ゼロの日	<p>↑ 住民検診レントゲン ↓</p> <p>(小井戸公民館) 午前10時～12時 (六軒センター前) 午後1時半～3時 (市役所庁舎前) 午前10時～12時 (営農センター) 午後1時半～3時 (高浜神社) 午前10時～12時 (関川小学校) 午後1時半～3時 (三村農協前) 午前10時～12時 (市民会館前) 午後1時半～3時 (府中学校) 午前10時～12時 (石岡農協前) 午後1時半～3時</p> <p>第1次対象者(六ヶきです。九月なかつた者)に実地方</p>
21日	家庭の日・清掃の日	
22月	妊婦教室(市役所)午後1時～3時	
23火		
24水		
25木	中央婦人学級学習会(市役所)午後1時半～4時	
26金		
27土	手話講習会(市民会館)午後2時～4時 ご用納め(午後)	
28日		
29月		
30火	飲酒運転ゼロの日	
31水		
<p>年末年始の飲酒運転追放運動実施期間(十二月十日～一月十日)</p> <p>↓ 歳末助け合い運動(十二月末日まで) ↓</p>		<p><b>市内保育所</b> <b>入所児童の受付が始まりました</b></p> <p>12月1日より、昭和51年度保育所入所児童の受付が始まりましたので、入所希望の方は、市役所福祉事務所に入所申請書が用意してありますので、おいでください。 ※受付期間は 昭和50年12月1日から昭和51年1月31日まで 保育所へ入所できる児童は、その家庭が①家庭外労働、②家庭内労働、③母親のない家庭、④母親の出産等、⑤病人の看護等、⑥家庭の災害等いづれかの事項に該当する場合で、これに該当しない家庭の児童は入所できません。 詳しくは、市役所福祉事務所社会係へご相談ください。電話(3)1111番 内線 252番へ</p>
1月		<p><b>会員募集</b></p> <p>家庭の消費生活は、あなたが主役です。 自分が考え、自分たちの手で共同購入の計画を立てたり、日用品の交換や品質調査などを実施し、消費者であるあなた自身が集い、学び、話し合える場があったら……</p> <p>このような考えをお持ちの主婦のみなさん!! 当市にもできました。「石岡くらしの会」が入会希望の方は、直接または電話で、下記へお申し込みください。 申し込み先 市役所商工観光課内 石岡くらしの会設立準備委員会事務局 電話(3)1111番 内線 238番</p> <p>切 12月末日 会費 年間 500円 会員になれる方 市内に居住し本会の目的に賛同する方。</p> <p>なお、詳しい内容については、事務局(商工観光課)へお問い合わせください。</p>
①木		<p><b>新入学児童の健康診断始まる</b> 日程などは7ページに掲載しました</p>
2金		
3土		
④日		
5月	ご用始め	
6火	市長相談日(市役所)午後1時～3時 市長と語ろう(市役所)午後3時～5時	
7水	義肢、車いす装具等の交付(土浦市社会福祉センター)午前9時～12時 3才児検診(市民会館)午後1時半～3時 <該当者>昭和47年12月1日～31日までに生れた者	
8木		
9金		
10土	手話講習会(市民会館)午後2時～4時 飲酒運転ゼロの日	
⑪日		
12月	税務相談(市役所)午前10時～午後3時 妊婦教室(市役所)午後1時～3時	
13火		
14水		